

議案第13号

富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）における消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、給水装置の新設等に係る加入負担金及び水道使用料金を改定するため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 富津市水道事業給水条例（昭和46年富津市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「105,000」を「108,000」に、「283,500」を「291,600」に、「472,500」を「486,000」に、「735,000」を「756,000」に、「1,470,000」を「1,512,000」に、「2,520,000」を「2,592,000」に、「6,825,000」を「7,020,000」に、「13,650,000」を「14,040,000」に改める。

別表第3中「3,780円」を「3,888円」に、「4,830円」を「4,968円」に、「220円50銭」を「226円80銭」に、「315円」を「324円」に、「367円50銭」を「378円」に、「420円」を「432円」に、「451円50銭」を「464円40銭」に、「5,460円」を「5,616円」に、「8,190円」を「8,424円」に、「16,380円」を「16,848円」に、「24,360円」を「25,056円」に、「59,640円」を「61,344円」に、「103,110円」を「106,056円」に、「682円50銭」を「702円」に改める。

第2条 富津市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「108,000」を「110,000」に、「291,600」を「297,000」に、「486,000」を「495,000」に、「756,000」を「770,000」に、「1,512,000」を「1,540,000」に、「2,592,000」を「2,640,000」に、「7,020,000」を「7,150,000」に、「14,040,000」を「14,300,000」に改める。

別表第3中「3,888円」を「3,960円」に、「4,968円」を「5,060円」に、「226円80銭」を「231円」に、「324円」を「330円」に、「378円」を「385円」に、「432円」を「440円」に、「464円40銭」を「473円」に、「5,616円」を「5,720円」に、「8,424円」を「8,580円」に、「16,848円」を「17,160円」に、「25,056円」を「25,520円」に、「61,344円」を「62,480円」に、「106,056円」を「108,020円」に、「702円」を「715円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の富津市水道事業給水条例（以下この項及び次項に

において「新条例」という。)別表第2の規定は、前項本文に定める日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に新条例第7条第2項に規定するしゅん工検査の申請を受理したものについて適用し、施行日前に当該しゅん工検査の申請を受理したものについては、なお従前の例による。

3 新条例別表第3の規定は、施行日以後給水を受ける料金について適用し、施行日前から継続して供給している水道水の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日(以下この項において「権利確定日」という。))が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。))から権利確定日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の富津市水道事業給水条例(以下「27年新条例」という。)別表第2の規定は、附則第1項ただし書に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に27年新条例第7条第2項に規定するしゅん工検査の申請を受理したものについて適用し、一部施行日前に当該しゅん工検査の申請を受理したものについては、なお従前の例による。

5 27年新条例別表第2の規定は、一部施行日以後給水を受ける料金について適用し、一部施行日前から継続して供給している水道水の使用で一部施行日から平成27年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金(一部施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日(以下「27年権利確定日」という。))が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、一部施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日から27年権利確定日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

6 附則第3項及び第5項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。